

1. 農用地利用集積計画の提出（随時受付 毎月15日ㄨ）

（提出書類）

- ① 農用地所有権移転申出書（様式－11）
- ② 農用地利用集積計画明細書（様式－12）
- ③ 農用地所有権移転申出書（様式－14）
- ④ 経営状況（様式－5）
- ⑤ 土地の全部事項証明書（法務局で発行）
- ⑥ その他必要書類
 - 所有者の現住所が登記簿住所と異なる場合、所有者の住民票の写し（住所履歴付）
 - 共有者がいる場合、共有者の農用地所有権移転に関する同意書（様式－15）
 - その他、農地所有適格法人としての要件確認など、追加の書類が必要となる場合があります。

※総会議決後は対価の金額等、内容を変更することはできませんので十分御確認ください。

（市農林商工課、市農業委員会が行う手続）

- ① 農業委員会総会で議決（書類提出月の翌月（概ね10日））
- ② 19条公告（農業委員会で議決後、議決月の20日頃（休日の場合は前日））
（表紙、主文、各筆明細を公告）

2. 所有権の移転の実行（19条公告後、定められた期日まで）

上記手続により19条公告がなされましたら、必ず19条公告の後に、かつ定められた期日までに対価の支払いと土地の引渡し（所有権の移転）を行ってください。

3. 税の軽減措置等に係る証明願（2.の所有権移転終了後）

※税の軽減措置は、青地（農用地区域内農地）のみ適用を受けることができます。

（提出書類）

- ① 登録免許税の軽減措置にかかる土地についての証明願（様式－23）
 - ② 最新の固定資産税課税明細書または固定資産評価証明書（当該土地の分）
（各庁舎窓口または税務課で発行 ※原則、現所有者へ発行となります。）
 - ③ 不動産売買契約書（様式は任意。なくても可）
 - ④ 領収書または振込通知書のコピー
 - ⑤ 19条公告および集積計画の写し ※市が用意します
 - ⑥ 譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明願（様式－24）
- ※不動産取得税の軽減については管轄の税務署にお問合せください。（令和2年11月現在、東北部滋賀県税事務所では法務局の情報により把握しているため軽減申請は不要とのこと。）

（市農林商工課から発行する書類）

- ① 各種証明願への証明（証明印つき）
- ② 公告の写し（表紙、主文、公告、各筆明細の証明印付き）

登記事務を市に任せる場合、裏面の囑託請求の手続が必要です。

4. 嘱託請求（所有権移転後）

（提出書類）※①を除き、書類はすべて市から法務局へ提出します。

- ① 登記嘱託請求書（様式－２１）
- ② 収入印紙
※金額は「３．税の軽減措置等の証明願」の提出後に判明しますので、後日、別途お知らせします。（別紙に綴じ、消印はしない）
- ③ 承諾書（様式－２２）（所有者）
※共有者がいる場合、各々の承諾書が必要です。
- ④ 印鑑登録証明書（所有者）
※共有者がいる場合、各々の証明書が必要です。
- ⑤ 買い手が法人の場合：履歴事項全部証明書（購入者）の写しまたは法人番号の分かる書類
買い手が個人の場合：住民票の写し（購入者）
- ⑥ 登記嘱託書 ※市が用意します
- ⑦ 公告、集積計画の写し（表紙、主文、公告、各筆明細の証明印付き。） ※市が用意します
- ⑧ 固定資産評価証明書（購入する土地の分）（３．②で提出頂いたものを使います）
- ⑨ 登録免許税の軽減措置にかかる土地についての証明願（３で市が発行したものを使います）

（市農林商工課からお渡しする書類）※法務局への登記完了後

- ① 登記識別情報通知
- ② 登記完了証